B.4.0.0.1（第四巻）

[illegible]に米国陸軍長官は、反共防壁としての日本の強化を主張した（昭和二十三年一月六日付マッカラン[illegible]ルス、クラブにおける演説）。又同年一月十八日付マッカーサー元帥のロイヤル陸軍長官あて書かんにおいて、元帥は、対日平和条約は、すでに締結されるべきもの（ベスト、ディ）であるが、同条約は、予測しうる将来には締結を望み得ないとしつつ、このような情勢下において日本をできる限り事実上の平和的基礎の上に置くべきことを提唱している。その後ストライク委員会の賠償緩和の勧告があり、ケナン、ドレイパー等の被節国の訪日に次いで日本自立のための対日経済援助政策も遂次具体化された。最近では総司令部から米本国に派遣された代表団によつて一層高度の対日援助計画が立案勧告されている旨傳えられる。又このような動きに関連して一部では対日管理の緩和が米本国において考究されているとも傳えられた。

かゝるな動きは、各般の情勢上、対日平和会議の早期開催を困難と判断した米国の施策である。このような米国の態度は、決して正式な対日平和の早期処理を断念したことを意味するものでない。ことは、過般のポツダム国連総会において（九月二十三日）マーシャル国務長官が、日・独との平和条約の早期締結を要望しているのに見てもわかるとおりである。

(三) 対日平和と主要関係国の動向

前項に述べた米国の対日政策の発展が関係国のさい疑と警戒を招いていることは否み得ない。米国の対日政策に対する関係国の批判は、第一に米国の対日援助政策が日本の再侵略を可能にする程度にまで日本を強化しはせぬかとの危惧に基き、第二に米国の一方的な政策推進の結果、米国の対日発言権がますゝ強化されて他国の立場が無視されはしないかという懸念に基くもののようである。

従つて最近はこのような見地からの米国の対日政策に対する批判とともに、米国独自の対日政策の推進に速やかに終止符を打たせようとする意図を包蔵する対日平和促進論が再び次第に活ぱつになりつつあるように認められる。しかし、これらの批判や論議にかかわらず、米国は一貫して前述の独自の政策を推し進める意向のようであり、現に最近の中国内戦の悪化に関連し対日援助の一段の強化を主張する向きもある現状である。左にこの間に処する主要諸国の動向を摘記する。

(1) ソ連邦

米国の対日援助政策の進展につれて、最近特に対日平和促進に積極的となつていると思われるのはソ連邦である。まず昭和二十三年九月十三日ソ連政府は、非公式であるが、（在ワシントン、ソ連大使館発行の月刊ソ連情報プレティンを通じ）米国の対日政策を非難し、対日平和の早期締結と占領軍の撤退を希望するソ連の政策を明らかにした。又、九月二十三日極東委員会における[illegible]ニューシキンソ連代表の行つた日本平和産業の無制限復活と戦争能力復活防止のため日本の産業を今後数箇年列国の共同管理に置かんとする提案の如きも、複雑な含みを有すると思われるが、結局対日平和の促進を希望するものには外ならない。その他、革命記念日におけるモロトフ外相の演説も、対日平和の促進を希望している（モスコーUP十一月七日）。

0043

B.40.0.1（第四巻）

モロトフ外相の演説は、米國大統領選挙の直後に行われたものであつて、演説中、共和黨の政策を非難したことは、トルーマン政権に対する一應の好意を示したものと見られ、米・ソ関係打開のためトルーマン大統領との交渉に應ずる用意のあることを示唆したのではないかとの観測も行われた。

(2) 英連邦諸國

英連邦諸國、なかんずくオーストラリアは、最も熱心な対日平和促進論であるが、米國の対日援助政策には多分に警戒的であるとみられ、それだけ対日平和の早期締結を希望しているものと思われる。英連邦諸國の対日平和促進に対する希望は、昭和二十三年十月中旬のロンドン英連邦会議において再び確認された。

(3) 中國

中國の対日平和促進は、一貫した政策とみられる。特に昭和二十三年にはいつてから中國においてはこれに関する一般世論も大いに高まり、又張群前行政院長の訪日、國連総会に対する王外交部長の働きかけ等もあつた。本来中國は、この問題に対して積極的に乗り出すことが期待される國の一であり、且つ、米・ソの中間勢力としての中國の動向は、従来とも注目されてきたところである。しかし、最近の中國の國内事情の悪化は、本問題に関する中國の立場をはなはだしく弱化し、当分中國からの積極的働きかけを期待できぬか、又はこれがあつてもその効果は期待し得ない状態となつた。

(4) その他諸國

先般の國連総会においては、日・独との平和條約を促進するための大國の努力倍加方を要請したメキシコの提案が行われ、フランスはこの提案は「全世界が最も心配していた問題」を提起したものとしてこれを支持し、以余の諸國もこれに賛成して全会一致をもつてこれが採択を見た。（十一月三日）又総会の最終日（十二月十二日）に当り、リー事務総長は、明年四月の総会には、すべての大國が今次大戦の最終的平和処理に到達するため努力を新たにする決意をもつて参集されたい旨の希望を表明した。これらは、とりもなおさず、今日の國際的よ論を反映するものと見ることができよう。

四、結語

要するに、今日世界の大多数の國は、対日平和條約の速やかな締結を希望していることは疑いないが、それにもかかわらず、平和会議開催に関するデッド、ロックは依然解決のしよ光を認められない。ただ、現下の國際情勢と米國の政策に照らし、対日平和問題の当面の方向は、正式な平和條約の締結よりも、部分的に、且つ、段階的に平常状態を回復していくという道を、除々にではあるが、たどりつゝあるものと見ることができる。これが、今日下しうる唯一の結論である。

B'.4.0.0.1 (第四巻)

13. 対日平和条約想定大綱関係

B.4.0.0.1 (第四巻)

昭和二十二年十一月

対日平和条約想定大綱

B.4.0.0.1（第四巻）

解除
第7回公開

十部の内容

3号

昭和二十三年十二月

対日平和條約想定大綱

序

一、本稿は対日平和條件として連合國側が提出して來るものと予想される條件中の主要なものを簡單にまとめたものであつてその内容を網羅しているわけではなく、又その内容も外廓を示したにとどまる。

二、本稿は前稿（昭和二二年四月）が大体、伊太利平和條約草案発表当時迄の資料を基礎としたのに対し、その後の資料により前稿の想定の部を修正したものである。本稿では平和條約の條約面には現れて來なくても過合國側が條約規定を定めるにあたつて準拠すべき原則、方針等も採録すると共に、結論を下だし難い想定については統合する情報を並記して參考に供することとした。

三、引用資料の略号は、左の通りである。

項目の区分は可及的に伊太利平和條約によることにした。

B.4.0.0.1 (第四巻)

ヴ、餘約、（一九一八六二八）

カ宣言、（一九四三一二二七）

ヤ協定、（一九四五二一一）

ま宣言、（一九四五七二六）

連合憲章、（國際連合憲章）

対日基本政策、（一九四七六一九 極東委員会採択）

米伊協定、（米國伊太利間の戦後問題処理に関する協定 一九四七八一四）

四、本稿の内容は機微にふれる点が多いので「極秘」としてあるが、この取扱には特にくれぐれも注意せられたい。

昭和二十二年十一月

一、領域條項及びこれに関連する國籍、経済事項

(ロ)返還地域（又はこれに準ずる地域）

（台湾、澎湖島）

(イ)領土

(イ)台湾及び澎湖島を中國へ返還する（ポ宣言第八項及びカ宣言）。

(ロ)國籍

(A)台湾、澎湖島

(イ)返還地域の日本人は原則として全面的に送還することとし、留用その他の事由で残存している者についてはその引続き日本國籍を保有せしめる。但し残存日本人についてはイタリアの割譲地域に関する國籍條項が適用せられる可能性も絶無とはいえずこの場合は後掲(ロ)の無くなる。

B.4.0.0.1（第四巻）

(ロ)在日台湾人は原則として中國籍を回復する。但し國籍選擇權を認められることになろう。

(ハ)同復の確定する期日については、中國行政院の方針に従い、一九四五年十月二十五日とされる可能性がある。

しかし、伊太利平和條約（十九條）の原則が採用されれば、早くとも平和條約実施の期日となろう。

(ヨ)経済事項（台湾、琉球、伊太利、日本公有財産及び日本人の私有財産中の土地は無償にて返還国の所有となる。その他の私有財産は賠償勘定に繰入れられることになる（中國行政院指示（二二七）、及び力ンベルラ会議）。返還地区については、伊太利條約にある前讓地の住民の財産尊重に関する規定は先ず準用されるが、但し若し残留日本人の財産に関する原則が適用されるまいとみられる。

(イ)日本人の私有財産の取扱方につき共通の原則が採用されるか否かは、場合により異なる。

(ロ)通貨、保険、郵便貯金、年金、地方的公債等に関する日本側債務は、一般的公債、恩給等に関する日本側債務は引続き日本の負担となる。

(ハ)軍事債務は、返還国の負担となり（準備金等も同時に移転する可能性がある）（イタリア條約第十四條）。

(ヲ)割譲地域（日本附近の島しょ中の或るもの）

(イ)領土

連合國は、右島に対する日本の権利、権原を連合國のために放棄する決定をなすべきことを要求する。（ポツダム宣言第八項）。

小島は、恐らく信託統治に附せられるであろう（連合憲章第七十七條ロ号）。

但し右の内、琉球、小笠原、硫黄島は少くとも米國の信託統治の連合國間の協定で定められることもあり得る。

平和條約で定められる可能性はあるが、あるいは別個の国際的取決めによることは略確実であり（一九四七年六月二十一日元帥声明）、現在米國側の同地に対する態度は、琉球は中國に、小笠原は日本国に返還する可能性なしとしない。琉球は中國に返還する可能性なしとしない。

(ニ)憲章

(イ)割譲地の日本人は譲受国の完全な市民になる（伊諸和條

約第十九條信託統治地域の市民と保護国民とを除く外、信託統治地域に居住する日本人は、第一項に掲げる場合は、住民は

B.4.0.0.1 (第略)

のみ放棄し私有財産については、特許状に基き特殊権益を無効にされ、又は変更されるに止まる。（伊講和條約第三十六條）。

(ロ) 併合以来朝鮮から搬出した美術品宗教上の物件、歴史的価値ある物件を返還する（伊講和條約第三十七條）。

(ハ) 朝鮮関係通貨、保険、年金、地方的債務の責任負担の決定については、返還地区に準じる。

(ヲ) 租借地、領土

(イ) 領土、領海、租借地を台湾に返還する

(ロ) 雑

台湾の項に準ずる（前掲甲(ニ)参照）。

(ハ) 社会事情

台湾の項に準ずる（前掲甲(ニ)参照）。

(カ) 南洋委任統治地域

(イ) 領土

南洋委任統治地域に対する権利、権原をほうきする（ニ宣言及び宣言第八項）。

石の内信託統治に関する事項については乙(イ)但書と同様であるが、南洋委任統治地域に関しては、すでに米国の信託統治地域となり、且つ戦略地域に指定された（南洋群島に関する信託統治條項）。

(ロ) 朝鮮

日本人については台湾の項に準ずる（前掲甲(ニ)参照）。

但し信託統治地域になるので土人は乙(ロ)に準じ該地域の市民となり米国の保護下に置かれる。

(ハ) 経済事項

日本人については台湾の項に準ずる（前掲甲(ニ)参照）。

土人については、原則として私有財産は尊重されよう。

B.4.0.0.1（第四巻）

政治條項

(イ) 政治機構に対する制限は軍事占領下に置かれてその指令によつて政治的方式は原則として廃止される。特に一般的地位は廃止され、又外交能力に復活する。C結後は日本の治外法權の制限は廃止される。P一〇マ元帥メッセージ。カンペラ会議決議（一）。

(ロ) 監視機関

C・P・S・Cの構成及び性格については、右機関の構成及び性格については、これに代つて何らかの監視機関が多くの場合予想される。

(ハ) 東委員会構成の十一カ國又はこれにパキスタンを加えた極東委員会による特別の委員会になる可能性が多い。カンペラ会議決議（一）。

(B) 監視機関の在京外交代表になる可能性が少なくない。

結局西大國の手締規則

蘇四國による監視案（一九四七年一二月三日王外交部長談）等

マ元帥の國際連合による監視案（一九四七年一二月三日王外交部長談）等

マ元帥は一世代（一九四七年一二月三日王外交部長談）と言い、カンペラ会議では監視機関が日本の條約遵守の意思と能力を見極めるまで必要で、少くとも數カ年以上と言い、蘇聯は日本の非軍事化、民主化が完成する迄と言う（一九四六年一二月一日モロトフ外相）。

(ハ) 駐軍

權を行使すべき日本政府の權限及び政治機構に対する制限は軍事占領下に置かれてその指令によつて政治的方式は原則として廃止される。特に一般的地位は廃止され、又外交能力に復活する。C結後は日本の治外法權の制限は廃止される。P一〇マ元帥メッセージ。カンペラ会議決議（一）。

(ロ) 監視機関

C・P・S・Cの構成及び性格については、右機関の構成及び性格については、これに代つて何らかの監視機関が多くの場合予想される。

(ハ) 東委員会構成の十一カ國又はこれにパキスタンを加えた極東委員会による特別の委員会になる可能性が多い。カンペラ会議決議（一）。

(B) 監視機関の在京外交代表になる可能性が少なくない。

結局西大國の手締規則

蘇四國による監視案、中國の米、英、中、マ元帥声明。カンペラ会議決議（一）。

マ元帥の國際連合による監視案（一九四七年一二月三日王外交部長談）等

(C)

B.4.0.0.1 (第略)

講和條約発効後駐屯軍の兵力は縮減されるであろうが、直ちに完全撤兵を見ないと予想の方が強い。米國においても元帥その他の地の兵隊者があるが、駐兵論者も多い。濠洲は長期占領論者が、日本に相当程度産業復興を認めるを必要とし、特に駐屯軍を以て対日監視機関の支援たらしめようとの動きもあるが、一カンベラ会議提案及び中國案の議論は、又、米國の非軍事化、民主化の完成迄駐軍すべしとの議論も

(二) 蘇連邦の場合は駐兵力も大になり期間も長期占領を必要とする可能性がある。

(三) 遺米使節團員談一九四七、二、七)。

(イ) 豪州、ニュージーランド、英國、蘇連邦、日本、米國、英本國双方にある。

(ロ) 期間を限ると、尤も日本々土に駐軍せずとも、沖縄、硫黄島等の周辺島しょに陸海空軍基地を保有するを以て足りるとする議論も

(ハ) 講和條約の保障行の名儀による駐軍については一定

指令の効力

対日管理に関し発出された諸指令については一般的に、かかる諸指令にして非軍事化、民主化に関するものは、平和條約後も依然遵守すべき旨の廣汎、抽象的な規定を置かれる可能性が多い。

但しかかる指令の「原則」を守れば足りるとされる可能

性も絶無ではない（エスコー会議におけるオーストリー講和條約に関する共國提議）。

(二) 條約履行の監督及び條約に関する紛争

(イ) 監督

前項の監視機関がこれを担当することとなろう。

(ロ) 條約に関する紛争

條約の解釈及び実施に関する紛争は原則として右の監視機関に付託され、右により解決されない場合は、中立委員を含む特別の委員会に付託される（右委員会の中立委員につき安保理事会が任命するときは、國際連合事務総長が右委員を任命する）（伊講和條約第八十七條）。

(三) 制裁

條約の不履行に関しては、再占領、経済的制裁、責任者の処罰又は更迭要求の為保等を規定される可能性もある。（ヴ條約第四三〇條、同第八編第一款第二附属書の十八）。

又非軍事化の項の違反に関しては特に強度の制裁が定められるであろう（これに関しては四、軍事條項(九)制裁の項参照）。

(四) 安全保障

日本を外邦の侵略に対して守るため何らかの安全保障規定が含まれる（米國陸軍次官言明一九四七、九、二七）。但し講和條約とは別個の協定の形になる可能性もある。

(五) 一般條項

B.40.0.1(第4号)

(ハ)

(イ) 開戦ノ際ハ業務ニ関スル一切ノ協約ヲ廃棄シ四国側ニ於テ協約ノ効力ヲ停止スル事ヲ要求シ日本ハ開戦後一週間以内ニ改正ノ条約ヲ提出スベシ

(ロ) 日本ハ開戦ノ際ハ業務ニ関スル一切ノ協約ヲ廃棄シ四国側ニ於テ協約ノ効力ヲ停止スル事ヲ要求シ日本ハ開戦後一週間以内ニ改正ノ条約ヲ提出スベシ

(ニ)

(イ) 中国ハ開港十ニ付テハ既ニ開港ノ場所ヲ指定シタルモノ以外ニ尚ホ左ノ場所ヲ開港シ外国人ノ居住ヲ許シ貿易ノ為メ開放スベシ

(ロ) 中国ハ開港十ニ付テハ既ニ開港ノ場所ヲ指定シタルモノ以外ニ尚ホ左ノ場所ヲ開港シ外国人ノ居住ヲ許シ貿易ノ為メ開放スベシ

(ハ) 日本ハ天津ガ日本ノ居住地ニ適スルヤ否ヤヲ調査シ適スルトキハ天津ヲ開港シ日本ノ居住地ニ定メ其ノ他ノ場所ニ付テハ既ニ開港シタル場所ニ準ジ日本ノ居住地ニ定メ其ノ他ノ場所ニ付テハ既ニ開港シタル場所ニ準ジ日本ノ居住地ニ定メ

(ホ)

(イ) 中国ハ保護国ノ事務ヲ処理シ其ノ他ノ外国ニ対シテハ保護国ノ資格ヲ有シ外国人ノ居住ヲ許シ貿易ノ為メ開放スベシ

(ロ) 中国ハ保護国ノ事務ヲ処理シ其ノ他ノ外国ニ対シテハ保護国ノ資格ヲ有シ外国人ノ居住ヲ許シ貿易ノ為メ開放スベシ

(ヘ)

(イ) 日本ハ天津ガ日本ノ居住地ニ適スルヤ否ヤヲ調査シ適スルトキハ天津ヲ開港シ日本ノ居住地ニ定メ其ノ他ノ場所ニ付テハ既ニ開港シタル場所ニ準ジ日本ノ居住地ニ定メ

(ロ) 日本ハ天津ガ日本ノ居住地ニ適スルヤ否ヤヲ調査シ適スルトキハ天津ヲ開港シ日本ノ居住地ニ定メ其ノ他ノ場所ニ付テハ既ニ開港シタル場所ニ準ジ日本ノ居住地ニ定メ

(ト)

(イ) 国際法ニ基ク日本ノ権利ハ国際法ニ基ク日本ノ権利ハ国際法ニ基ク日本ノ権利ハ

B.4.0.0.1（第四巻）

(九) 二國間條約

連合國側より復活を希望する條約を平和條約実施後六カ月内に通告すること、右通告なきものは廃棄されたものとし、（伊講和條約第四十四條）。

さる一中國に対する治外法権、その他の特権は本方式により廃止される。

(十) 判決及び捕獲審檢所決定

連合國側人は捕獲審檢所の決定を日本法廷の下で行はれた判決の再審を、日本國側に請求し得る。

(イ) 連合國側は該官憲に日本法廷に対し、日本捕獲審檢所の決定を再審査の手続により、日本國に勧告し得る（本項いずれも伊講和條約第十七附属書一）。

(ロ) 連合國側は各自の修正を日本國に勧告し得る（伊講和條約第十七附属書一）。

(十一) 他の連合國の加入

平和條約署名國以外の國際連合加入國で、日本と戦争状態にあるものは本條約に加入し得る（伊講和條約第八十八條一）。

三 戦争犯罪人

(イ) 東京及びその他の戦犯裁判所は当分の間その機能を継続し、既存容疑者の裁判を執行する外、あらたに容疑者の逮捕を命じ、これを告発し及び裁判する可能性も絶無でない（伊講和條約第四十五條）。

(ロ) 連合國側は当分の間引渡き判決確定者の刑の執行に任ずる可能性が多い。

(イ) 國際法廷又は國の法廷で不起訴、無罪になつた容疑者も別國において犯罪の故をもつて、右別國又は対する犯罪の故をもつて裁判される可能性がある（極東委員会決定一九四六、三、一）。

(ハ) 犯罪行為の時期は原則として満洲事変以後とし、又裁判をし得る國の中には、イタリア國も含まれる（極東委員会決定一九四六、三、一）。

(ホ) 戦争犯罪人から押収した財産の処分による収入は占領費に充当される（極東委員会決定一九四七、六、四）。